

### 3 障がいのある子ども

---

実施期間：2011年7月

実施場所：市内の県立養護学校1校

実施対象：5人（高等部生徒／男4人、女1人）

調査方法：複数面談で実施。15～20分の聞き取り。全員保護者（母親）が同席

---

川崎市子どもの権利委員会による障がいのある子どもへのヒアリング調査は、今回が初めてである。

平成23年度の障がいのある子どもの調査では、県立の特別支援学校では、7,522人、全市で1,056人であり、特に高等部の生徒の在籍数は毎年増加しており、その入学基準や学校の大規模化が大きな課題になっている。

このような経過および状況を踏まえ、今回は県立の特別支援学校（養護学校）の協力を得て、高等部の生徒を対象に聞き取りをした。調査にあたっては、普段の生活や困っていることなどを中心に質問シートを作成したが、その内容も事前に項目を絞り込んで行った。

また必要に応じて保護者（母親）の補足発言を得ながらヒアリングを行うなど、子どもの状況に配慮した。調査数は少ないが障がいのある子どもの置かれている状況の一端がうかがえた。

#### 子どもの興味・関心、楽しみと自信があること・得意なこと

##### （1）子どもの興味・関心、楽しみ

全員が学校生活を楽しんでいる。作業学習や生活単元、体育など身体を動かす学習のほか、国語や数学、パソコンの学習が楽しいと答える生徒もいた。

##### （2）自信があること・得意なこと

自信のあることよりも、ほとんどが今日の前にある楽しいことや得意なこと、好きなこととしての答えであった。

#### 子どもの安心、居場所

友人は学校と一緒に生活する友人が主であった。安心できる居場所としてはほとんどが家（自分の部屋）であった。好きな人は家族や担任の先生と答える生徒がほとんどだった。

#### 子どもの意見表明

ヒアリングの趣旨を正確に伝えることが難しかった。

## **子どもの相談・救済**

生徒本人によると、困っていること（心配・不安・悩み）はほとんどなく毎日が楽しいと答えたが、保護者によると対人関係つくりやコミュニケーション面でのトラブルが心配であるとのことが出された。

## **子どもの権利条例の認知度と広報のあり方**

### **(1) 子どもの権利条例の認知度**

県立学校であったため生徒の中には横浜市民もいたが、全体に生徒本人の認知度は低かった。

### **(2) 子どもの権利条例の広報のあり方**

広報啓発については質問内容が難しいようであった。

## **まとめにかえて**

今回ヒアリング調査を行った県立の特別支援学校（養護学校）は、小学部、中学部、高等部と6歳から18歳までの児童・生徒が通学、学習している。障がいの部門も、小中高にそれぞれ肢体不自由部門と知的障がい部門のある大規模校である。

今回ヒアリング調査の対象者は、人数や方法も限定されたため、特別支援学校の高等部生徒の現状がそのまま反映された内容にはなっていないと考えられる。一方で近年の特別支援学校の高等部は、ほとんどの生徒が何らかの発達障害のある生徒が入学、在籍している。（単一の知的障がいの生徒は少ない）

今回の調査は複数面談（2人一組と3人一組、面接者1人、記録者1人）で行ったが、生徒の障がいの状況もありヒアリングのやりとりから、先に答えた者の答えの内容に影響されている答えが多く見られた。また、事前にヒアリングの内容を精選したが、調査の6点の要素を生かしたため広報啓発や意見表明などの項目については、正しく質問内容を伝えることが難しかった。今後、質問項目や言葉遣いの推敲が課題である。

特別支援学校（養護学校）で初めて行った今回の調査では、子どもたちが楽しく学校生活を送っている様子を伺えたが、今後は障がいのある子どもたちだけでなく、その背景を知る学校関係者や相談機関の担当者、また保護者からのヒアリングも合わせて行うと、障がいのある子どもたちの、子どもの権利にかかわる状況や課題がより明らかになると考えられる。

更に、市内の通常学級で学習・生活している障がいのある子どもたちからのヒアリング調査等を行うことで、障がいのある子どもたちの権利にかかわる状況や課題を、より一層明らかにしていくことが求められる。